

福島第一原子力発電所事故に伴う対応経過（食材・給食関係）

月 日	国等の動き	本市（教委含む）の対応状況
3月11日	東日本大震災発生	
3月14日		停電等の影響により一部学校で簡易給食を実施
3月15～18日		学校給食を中止
3月17日	暫定規制値を超える放射性物質を含む食品を食用に供さないよう通知 (厚生労働省) <資料1>	
3月21日	原子力発電所事故を踏まえた卸売市場における生鮮食料品の取扱いについて通知 (農林水産省) <資料2>	
3月23日		放射線に関する健康食品相談窓口を設置
3月31日	農産物等の安全性について農林水産大臣からメッセージ (農林水産省) <資料3>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>■4月～6月に小学校給食において汚染の可能性のある牛肉を使用(195校) ■うち暫定基準値を超える汚染牛肉の使用状況(現在判明分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4/28 ハッシュドビーフ 最大14校・使用量40g/人 ・ 5/13 肉じゃが 最大16校・使用量30g/人 合計30校 </div>
4月4日	原子力災害対策本部より、生産地において農産物の検査を計画的に行うように指示が出される。これにより暫定規制値を超える農産物等が出荷されない仕組みができる。 (厚生労働省) <資料4>	
6月1日		放射線対策部を設置
6月16日		学校給食の食材検査を開始
7月6日		市衛生研究所で市内産農産物の検査開始
7月8日	東京都の検査により、福島県南相馬市の農家が出荷した肉牛11頭から暫定規制値を超える放射性セシウムを検出	福島県南相馬市の別の農家が出荷した肉牛が横浜市でと畜されていたことから、市衛生研究所で検査を実施し、暫定規制値以下であることを確認
7月12日		市立小学校、市立保育所への牛肉使用を控えることを発表 (放射線対策部) <資料5>
7月14日	汚染された稲わらが給餌された可能性のある福島県浅川町から出荷された肉牛14頭が横浜でと畜されたことが判明した。そのうち5頭が検査され、すべて暫定規制値以下	
7月19日	福島県に対して出荷制限を指示(8月25日解除)	市食肉衛生検査所で、汚染された稲わらの流通した自治体から出荷された肉牛の検査を開始 (7/26からは全国を対象とした全戸検査開始)
7月20日	学校給食の食材の安全確保に関して通知 (文部科学省) <資料6>	
7月28日～8月2日	出荷制限を指示 ・宮城県(7月28日指示・8月19日解除) ・岩手県(8月1日指示・8月25日解除) ・栃木県(8月2日指示・8月25日解除)	
8月8日		市食肉衛生検査所で全頭検査を開始
8月19日	福島県浪江町から3月15日～4月19日に出荷された牛肉から暫定基準値を超える放射線セシウムが検出	229頭が横浜でと畜されていたことから流通調査を開始
8月24日		福島県浪江町から出荷され、横浜でと畜された229頭のうち、暫定規制値を超える牛肉1頭が給食で使用されていたことを発表 (更に1頭が使用されていたことを8/26に発表)

資料 1

別紙

食安発0317第3号
平成23年3月17日

各
都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

放射能汚染された食品の取り扱いについて

平成23年3月11日、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に係る内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が発出されたところである。

このため、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする食品衛生法の観点から、当分の間、別添の原子力安全委員会により示された指標値を暫定規制値とし、これを上回る食品については、食品衛生法第6条第2号に当たるものとして食用に供されることがないよう販売その他について十分処置されたい。

なお、検査に当たっては、平成14年5月9日付け事務連絡「緊急時における食品の放射能測定マニュアルの送付について」を参照し、実施すること。

別添

○飲食物摂取制限に関する指標

核 種	原子力施設等の防災対策に係る指針における 摂取制限に関する指標値 (Bq/kg)	
放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種： ¹³¹ I)	飲料水	300
	牛乳・乳製品 注)	
	野菜類 (根菜、芋類を除く。)	2,000
<u>放射性セシウム</u>	飲料水	200
	牛乳・乳製品	
	<u>野菜類</u>	<u>500</u>
	<u>穀類</u>	
	<u>肉・卵・魚・その他</u>	
ウラン	乳幼児用食品	20
	飲料水	
	牛乳・乳製品	
	野菜類	100
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	
プルトニウム及び超ウラン元素 のアルファ核種 (²³⁸ Pu, ²³⁹ Pu, ²⁴⁰ Pu, ²⁴² Pu, ²⁴¹ Am, ²⁴² Cm, ²⁴³ Cm, ²⁴⁴ Cm 放射能濃度の 合計)	乳幼児用食品	1
	飲料水	
	牛乳・乳製品	
	野菜類	10
	穀物	
	肉・卵・魚・その他	

注) 100 Bq/kg を超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導すること。

中央卸売市場の開設者、市場関係団体 あて

農林水産省総合食料局長

東京電力福島原子力発電所の事故を踏まえた卸売市場における
生鮮食料品の取扱いについて

日頃より、卸売市場行政につきまして、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東北地方太平洋沖地震に伴い発生した東京電力福島原子力発電所の事故に関連して、本日、政府の原子力災害対策本部において、出荷制限の対象となる地域と対象品目について指示がなされたところであります。

卸売市場における生鮮食料品の取扱いにつきましては、今回の指示に基づき適切な対応をされますようお願いいたします。

具体的には、卸売市場においては、卸売市場法第 36 条第 2 項において、正当な理由なく受託を拒否することを禁止しておりますが、「法令違反又は行政当局の指示・命令がある場合」については従来より正当な理由に該当することとしているところであります。

今回の指示による出荷制限対象地域の対象品目については、原子力災害対策本部が出荷制限を指示するものであることから、受託拒否の正当な理由のうち「行政当局の指示・命令がある場合」に該当するものと考えております。

他方、今回の出荷制限の対象地域内における対象品目以外の品目について、暫定規制値を超える放射線物質が検出されるなど科学的・客観的な根拠がある場合を除き、受託拒否することは、正当な理由があると判断することが難しいと考えております。

なお、今回の指示による出荷制限の対象地域以外の地域の品目や対象地域内の対象品目以外の品目について、暫定規制値を超える放射性物質が検出された場合、原子力災害対策本部による出荷制限の可否の判断がなされるまでの間、出荷自粛等を求める際には、科学的・客観的な根拠に基づいて必要な

範囲で行われるようお願いいたします。

国としては、今回の原子力発電所の事故に関して、放射性物質の検出結果等を速やかに公表しているところでありますが、更に、放射能の食品への影響や放射性物質を含んだ食品を摂取した場合の健康への影響等の情報等を消費者・国民に積極的に提供して冷静な対応を促し、実際、消費者・国民にも広く理解していただいていると考えておりますので、市場関係者の皆様におかれましても、今回の事案に関して科学的・客観的な根拠に基づき適切に行動され、生鮮食料品の円滑な流通の促進に資するようあらためてお願いいたします。

資料 3

農作物等の安全性について

平成23年3月31日

福島第一原子力発電所事故の発生による農作物等の安全性の問題につきましては、皆様にご心配をおかけしています。

今般の事故を踏まえ、国及び地方公共団体は、全力をあげて農作物等の安全確認の調査を行っています。

その結果、規制値を超えた一部の農作物等については、出荷制限が行われ、当該農作物等については、現在、市場に流通しておりません。

一方で、これまでの調査結果から、出荷制限の対象となっていない農作物等については、引き続き市場において受け入れられています。

農林水産省としても、引き続き、政府一体となった科学的・客観的根拠に基づく正確な情報の提供に努めてまいりますので、消費者並びに小売業の皆様におかれましては、普段どおりに買い物や商売をしていただくことを切にお願いいたします。

資料 4

事務連絡

平成23年4月4日

各都道府県
保健所設置市
特別区

衛生主管部（局）御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

農畜水産物等の放射性物質検査について

標記の件については、平成23年3月11日の福島第一原子力発電所の災害の発生後、各自治体において、4月3日までに912件の検査が実施され、137件の暫定規制値を超える食品が確認されているところです。

このような状況の中、原子力災害対策本部より、食品の出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方が示され、その中で、地方自治体における検査計画について盛り込まれたところです（別紙1）。

ついては、対象自治体におかれては適切に検査計画を策定し実施するようお願いいたします。

なお、厚生労働省においては、農林水産省、文部科学省等の協力を得ながら、検疫所、研究所、大学等における検査機器の配置状況を把握した上で、必要な検査機器を食品衛生検査施設に有しない都道府県等に対し、その近隣で検査機器を有する検疫所、研究所、大学等を紹介する仕組みを構築していることを申し添えます（別紙2）。

市立小学校と市立保育所の給食食材の対応について

平成 23 年 7 月 8 日(金)、9 日(土)に、福島県南相馬市の緊急的避難準備区域から東京都食肉市場に入荷された牛の肉を厚生労働省の依頼に基づき、東京都が検査したところ、食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されました。

これを受け、7 月 8 日付けで厚生労働省から宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県に対し、牛肉のモニタリング検査の強化についての依頼文が発出されています。

また、福島県では、今回の暫定規制値を超えた牛肉の生産者に対して、原因究明の調査を行った結果、屋外放置された稲わらから高濃度の放射性セシウムが検出されたと報告され、さらに、県内の全生産者に対して飼育状況の調査と検査を徹底するとされています。

そこで、本市では、このような状況の推移を見ながら、不安を抱く保護者に配慮して、当面、市立小学校と市立保育所給食への牛肉の使用は控えることとします。あわせて、市内の民間保育所及び幼稚園等にもその旨お知らせすることとします。

なお、本市においても南相馬市から横浜市中央卸売市場食肉市場に入荷した牛、合計 14 頭について、7 月 9 日(土)に検査した結果、暫定規制値を超えるものはなく、また 7 月 7 日(木)まで全国で 57 件の牛肉の検査が実施されましたが、暫定規制値を超えたものはありませんでした。

今後も引き続き、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域を中心に、横浜市中央卸売市場食肉市場に入荷する牛の肉について検査を実施していく予定です。

お問い合わせ先		
健康福祉局健康安全課担当課長（事務局）	倉持 ジョソバート	Tel 045-671-2468
教育委員会事務局健康教育課長	清水 文子	Tel 045-671-3234
こども青少年局保育運営課長	吉川 直友	Tel 045-671-2365
健康福祉局食品衛生課長	桃井 宏之	Tel 045-671-2435



トップ > その他 > 東日本大震災関連情報 > 幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校関連情報 > 学校給食の食材の安全確保について

学校給食の食材の安全確保について

標記の件について、各都道府県教育委員会などの関係機関に発出しましたので、お知らせします。

事務連絡

平成23年7月20日

各都道府県教育委員会学校給食主管課
各指定都市教育委員会学校給食主管課
各都道府県私立学校主管課 殿
附属学校を置く各国立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

現在、放射性物質に汚染された稲わらを給与していた可能性のある家畜由来の肉に関し、流通状況等の調査が行われており、一部で暫定規制値を超過する放射性セシウムが検出されています。

また、7月19日、原子力災害対策本部より、福島県の肉用牛について、移動及び出荷の制限に関する指示が出されたところです。

つきましては、給食実施者及び学校におかれましては、学校給食の食材の選定に際し、学校給食会や食材業者等との連携を密にしながら、上記調査の結果や出荷制限等の情報に留意するなど、学校給食の食材の安全確保に関し、特段の配慮をお願いいたします。なお、その際、保護者等の問い合わせに応じるなど、必要な情報提供に配慮されるようお願いいたします。

各都道府県教育委員会学校給食主管課におかれましては、域内の市町村教育委員会並びに所管の学校及び学校給食施設に対し、各都道府県私立学校主管課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれましては、所管の学校法人等に対し、国立大学法人におかれましては、管下の学校に対して、それぞれ周知されるようお願いいたします。

(参考)調査結果等については、厚生労働省ホームページを参照ください。